















「農林水産部農政企画局総合農政課室長  
 産部農政企画局農業経営課長」を 農林水産部農政企画局農業経営課長 に、「農林水産部農政企画局農  
 農林水産部農政企画局農業経営課室長」

「農林水産部農政企画局農林経済課長  
 林経済課長」を 農林水産部農政企画局農林経済課室長 に改め、「農林水産部農林水産局農地調整室長」

「農林水産部農林水産局豊かな森づくり室長 「農林水産部農林水産局豊かな森づくり課長  
 農林水産部農林水産局森林動物共生室長 農林水産部農林水産局豊かな森づくり課室長

を削り、 農林水産部農林水産局治山課長 を 農林水産部農林水産局治山課長  
 農林水産部農林水産局森林保全室長 農林水産部農林水産局水産課長  
 農林水産部農林水産局水産課長 」 農林水産部農林水産局水産課室長 」

に改め、同表住宅審議会の項を削り、同表都市計画審議会の項中 「健康生活部環境管理局環境整備課長  
 健康生活部環境管理局環境影響評価室

「健康生活部環境政策局環境影響評価課長 「県土整備部まちづくり局都市計画課長  
 長」を 健康生活部環境管理局環境整備課長 」に、 県土整備部まちづくり局土地対策室長 を 県  
 県 土整備部まちづくり局まちづくり課長」

土整備部まちづくり局都市政策課室長 「県土整備部まちづくり局都  
 土整備部まちづくり局都市計画課長 に改め、同表景観形成審議会の項中 県土整備部まちづくり局土  
 土整備部まちづくり局まちづくり課長 県土整備部まちづくり局景  
 土整備部まちづくり局まちづくり課室長」

市計画課長 「県土整備部まちづくり局都市政策課室長  
 地対策室長 を 県土整備部まちづくり局都市計画課長 に改め、同表広告物審議会の項中「県土整備  
 観形成室長」 県土整備部まちづくり局まちづくり課室長」

部まちづくり局景観形成室長」を「県土整備部まちづくり局まちづくり課室長」に改め、同表開発審査会の  
 項中「農林水産部農林水産局農地調整室長」を「農林水産部農政企画局農業経営課室長」に改め、同表緑豊  
 かな環境形成審議会の項中「農林水産部農林水産局森林保全室長」を「農林水産部農林水産局豊かな森づくり  
 課室長」に、「県土整備部まちづくり局都市計画課長 「県土整備部まちづくり局都市政策課室長  
 県土整備部まちづくり局土地対策室長 を 県土整備部まちづくり局都市計画課長  
 県土整備部まちづくり局景観形成室長 県土整備部まちづくり局まちづくり課長  
 県土整備部まちづくり局まちづくり課長」 県土整備部まちづくり局まちづくり課室長

に改め、同表に次のように加える。  
 長」

住宅審議会	県民政策部政策局ビジョン課長 県民政策部県民文化局生活創造課長 健康生活部社会福祉局高齢社会課長 県土整備部まちづくり局都市政策課長 県土整備部まちづくり局都市計画課長 県土整備部まちづくり局まちづくり課長 県土整備部まちづくり局まちづくり課室長 県土整備部まちづくり局市街地整備課長 県土整備部住宅建築局住宅計画課長 県土整備部住宅建築局公営住宅課長 県土整備部住宅建築局住宅管理課長 県土整備部住宅建築局建築指導課長
-------	---

**附 則**

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定による改正後の兵庫労働金庫検査規程第2条第2項に規定する検査命令書又は身分証明書の様式は、当分の間、第5条の規定による改正前の兵庫労働金庫検査規程様式第1号又は様式第2号によることができる。

**兵庫県訓令第7号**

本 務 庁  
地 方 機 関

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**職員服務規程の一部を改正する訓令**

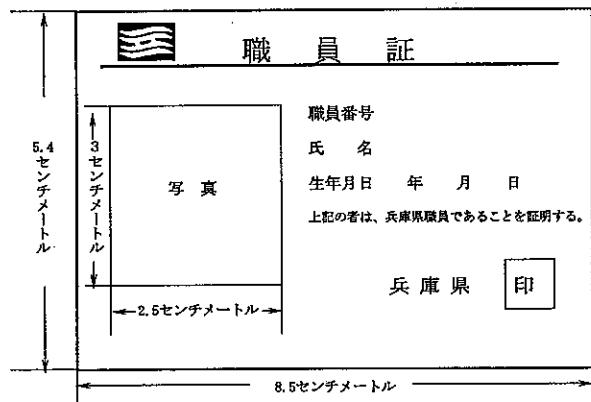
職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「おいて、職員き章については」を「おいては」に改める。

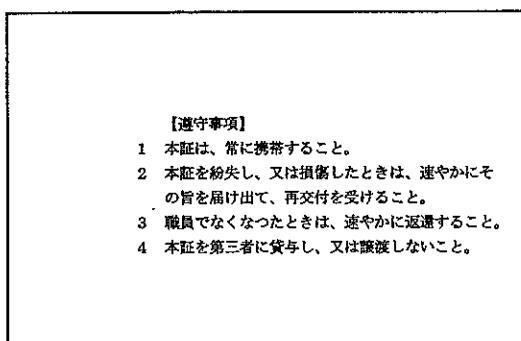
様式第2号を次のように改める。

**様式第2号（第5条、第6条関係）**

(表 面)



(裏 面)

**附 則**

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日から引き続き職員である者に交付する改正後の職員服務規程第5条第2項に規定する職員証については、当分の間、改正前の職員服務規程様式第2号によることができる。

## 兵庫県訓令第8号

本 庁  
地 方 機 関

副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の事務分担に関する規程（平成13年兵庫県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「及び県土整備部（復興局を除く。）」を「、県土整備部（復興局を除く。）及び出納局」に改め、「、第61回国民体育大会の総括に関する事務」を削り、同条第2項中「第61回国民体育大会、第6回全国障害者スポーツ大会」を「行財政構造改革」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 告 示

## 兵庫県告示第408号の4

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

**第1条** 平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

表歯科技工士試験の項口頭により開示請求をすることができる場所の欄中「医療課」を「医務課」に改める。

**第2条** 平成13年兵庫県告示第548号の3（県民局の部に置く参事等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

本則中「兵庫県事務吏員」を「兵庫県職員」に改める。

**第3条** 平成13年兵庫県告示第548号の4（保健所主幹等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 保健所副所長等の職の指定に関する規程

表芦屋保健所主幹の項から洲本保健所主幹の項までを次のように改める。

芦屋保健所副所長	芦屋健康福祉事務所副所長
宝塚保健所副所長	宝塚健康福祉事務所副所長
伊丹保健所副所長	伊丹健康福祉事務所副所長
加古川保健所副所長	加古川健康福祉事務所副所長
明石保健所副所長	明石健康福祉事務所副所長
社保健所副所長	社健康福祉事務所副所長
福崎保健所副所長	福崎健康福祉事務所副所長
龍野保健所副所長	龍野健康福祉事務所副所長
赤穂保健所副所長	赤穂健康福祉事務所副所長

豊岡保健所副所長	豊岡健康福祉事務所副所長
和田山保健所副所長	和田山健康福祉事務所副所長
柏原保健所副所長	柏原健康福祉事務所副所長
洲本保健所副所長	洲本健康福祉事務所副所長

**第4条** 平成16年兵庫県告示第476号の5（県民局の部に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表中播磨県民局の款企画調整部の項中「ふるさと再生担当参事」を「銀の馬車道プロジェクト担当参事」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

### 監査委員訓令

#### 兵庫県監査委員訓令第1号

事務局

兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県代表監査委員 久保敏彦

#### 兵庫県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局組織規程（昭和56年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表監査第1課の項中「監査第4係」を削る。

第3条第5号中「全都道府県監査委員協議会連合会」を「全都道府県監査委員協議会連合会等」に改め、同条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同条第14号中「請願」の右に「及び苦情」を加え、同条中同号を第12号とし、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。

第4条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中「年間監査計画」を「監査計画」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 監査委員会議に關すること。

第6条第1項中「次の」を「事務局に、事務局長のほか、次の」に改め、同項の表次長の項及び主幹の項を削り、同表係長の項中「課」を「係」に改め、同表主査の項及び主任の項を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「、必要と認めるときは」を削り、同項の表課長補佐の項を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、事務局に、次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる事務局の組織に置くことがあり、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
次長	事務局	事務局長の職務を補佐する。
副課長	課	課長の職務を補佐し、課の事務を整理し、所属の職員の担当する事務を監督するとともに、課長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
主幹	課	上司の命を受け、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。
課長補佐	課	上司の命を受け、担任事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。

主査	課	主幹、課長補佐、係長その他の上司の主として困難の度が高い職務を補助する。
主任	課	主幹、課長補佐、係長その他の上司の職務を補助する。

**附 則**

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

**兵庫県監査委員訓令第2号****事 務 局**

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県代表監査委員 久保敏彦

**兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令**

兵庫県監査委員事務局処務規程（平成9年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号中「課長」の右に「、副課長」を加える。

第8条第2項中「主幹、課長補佐又は係長が、それぞれの担任する事務に関し、」を「副課長が」に改める。

第10条中「次長」の右に「、副課長」を加える。

第12条中「主幹、課長補佐又は係長が、それぞれの担任する事務に関し、」を「副課長が」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

**兵庫県監査委員訓令第3号****事 務 局**

兵庫県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県代表監査委員 久保敏彦

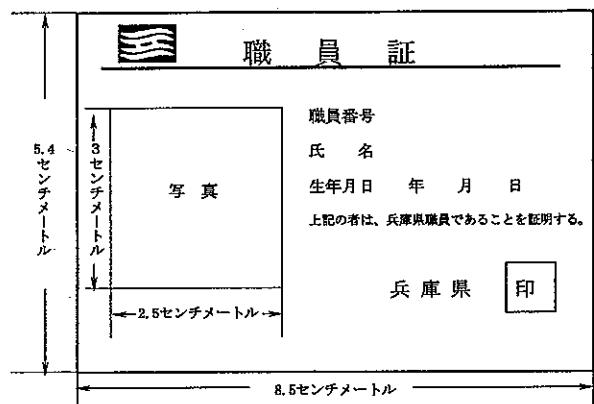
**兵庫県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令**

兵庫県監査委員事務局職員服務規程（平成10年兵庫県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

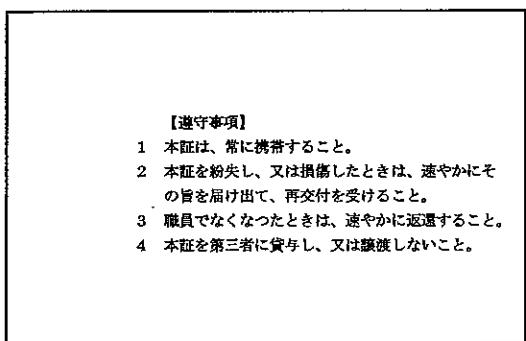
様式第2号を次のように改める。

## 様式第2号（第2条関係）

(表 面)



(裏 面)



## 附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この訓令の施行日の前日から引き続き職員である者に交付する改正後の兵庫県監査委員事務局職員服務規程第2条第2項に規定する職員証については、当分の間、改正前の兵庫県監査委員事務局職員服務規程様式第2号によることができる。